

# 四半期報告書

(第10期第3四半期) 自 平成24年10月1日  
至 平成24年12月31日

三井住友建設株式会社

(E00085)



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	5
1 【株式等の状況】 .....	5
2 【役員の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	10
1 【四半期連結財務諸表】 .....	11
2 【その他】 .....	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	19

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月12日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 則久芳行

【本店の所在の場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3026

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋修一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3026

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋修一

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 横浜支店  
(横浜市神奈川区栄町5番地1)

三井住友建設株式会社 中部支店  
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)

三井住友建設株式会社 大阪支店  
(大阪府中央区北浜四丁目7番28号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結累計期間	第9期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	207,142	229,250	313,558
経常利益 (百万円)	1,203	1,723	3,311
四半期(当期)純利益 (百万円)	252	199	1,374
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	320	717	1,601
純資産額 (百万円)	20,941	22,720	22,004
総資産額 (百万円)	222,959	227,880	233,608
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	0.89	0.53	4.82
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	0.34	0.25	1.81
自己資本比率 (%)	8.1	8.5	8.2

回次	第9期 第3四半期 連結会計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	2.72	1.72

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復旧復興に向けた取り組みやエコカー補助金等の政策効果の息切れに加え、欧州や中国などの海外景気の減速を受けた輸出の不振で景気の後退感が強まる状況となりました。加えて政府の尖閣諸島国有化に伴う日中摩擦が新たなわが国経済の下振れリスクとなっています。その後新政権により、大胆な金融緩和、積極的な財政出動、成長戦略を3本の矢とする景気回復策などが打ち出され、これを受けて、早速、金融市場では、好感する反応がみられるなど景気の先行きは持ち直しの期待が高まっています。

国内建設市場におきましては、経済対策による公共投資増や消費税増税を控えた住宅投資の増加が期待されていますが、依然として民間設備投資の動きは鈍く、加えて建設労働力の逼迫による労務費の上昇と工期への影響が深刻化しており、厳しい経営環境が続いています。

こうした状況下、当社グループの当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高2,293億円（前年同期比221億円増加）、経常利益17億円（前年同期比5億円増加）、四半期純利益2億円（前年同期比1億円減少）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。なお、売上高については「外部顧客への売上高」について記載し、セグメント利益は売上総利益ベースでの数値を記載しています。

#### （土木工事セグメント）

主に官公庁発注のPC橋梁等の土木工事の設計、施工並びにこれらに関する事業から構成され、受注高は496億円（前年同期比36億円増加、提出会社個別ベース）、売上高は921億円、セグメント利益は73億円となりました。

#### （建築工事セグメント）

主に民間企業発注の超高層住宅等の建築工事の設計、施工並びにこれらに関する事業から構成され、受注高は1,415億円（前年同期比478億円増加、提出会社個別ベース）、売上高は1,365億円、セグメント利益は56億円となりました。

なお、建設業界では一般的に、工事の完成引渡しが会計年度の第4四半期に集中するという傾向があるため、第3四半期の業績は、通期の業績予想との比較でみれば進捗率が低く出る傾向にあります。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べて57億円減少し、2,279億円となりました。主な要因は、受取手形・完成工事未収入金等の減少によるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて64億円減少し、2,052億円となりました。主な要因は、支払手形・工事未払金等の減少によるものです。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて7億円増加し、227億円となりました。また、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は8.5%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成22年度中に当社中部支店第二東名高速道路郡界川橋作業所において、担当者が独断で火薬類譲受証を偽造し、火薬類を無許可で譲受け消費するなどの法令違反が発生した事件について、以下のとおり司法判断が下されました。

平成23年6月16日 当該担当者及び当社が名古屋地方検察庁に書類送検される。

平成24年4月27日 当該担当者が火薬類取締法違反等で名古屋地方裁判所に起訴される。  
※当社については不起訴処分。

平成24年7月20日 当該担当者が火薬類取締法違反等で名古屋地方裁判所より懲役2年執行猶予3年の判決を受ける。

平成24年8月4日 上記判決確定

当社は、かかる処分を厳粛に受け止め、更なるコンプライアンス体制の強化に努めてまいり所存です。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は585百万円です。

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示しています。また、本文中の億円単位の表示は単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切捨てにより表示しています。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,669,464,970
第一回優先株式	2,000,000
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回A種優先株式	394,644
第三回B種優先株式	8,000,000
第三回C種優先株式	6,000,000
第三回D種優先株式	6,000,000
計	2,696,359,614

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	418,989,667	545,480,576	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
第二回A種優先株式 (注)5	1,500,000	1,500,000	—	本種類株式は、行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等 に該当し、その特質について は、(注)1のとおりです。 単元株式数 100株 (注)1、4、6
第三回C種優先株式 (注)5	5,781,200	5,781,200	—	本種類株式は、行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等 に該当し、その特質について は、(注)2のとおりです。 単元株式数 100株 (注)2、4、6、7
第三回D種優先株式 (注)5	2,790,300	2,790,300	—	本種類株式は、行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等 に該当し、その特質について は、(注)3のとおりです。 単元株式数 100株 (注)3、4、6
計	429,061,167	555,552,076	—	—

(注) 1 第二回A種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき500円

(2) 優先配当金

イ. 第二回A種優先配当金の計算

1株につき第二回A種優先株式の払込金相当額(500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第二回A種優先配当金が1株につき50円を超える場合は、50円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成15年10月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成31年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第二回A種配当年率=日本円 TIBOR(6ヶ月物)+1.0%

なお、「年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降平成31年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第二回A種優先株主に対しては、第二回A種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第二回A種優先株主に対して支払われる第二回A種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成21年4月1日から平成31年8月26日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

株式併合及び時価を下回る価格での新株発行による調整後の当初取得価額は、普通株式1株当たり255円70銭とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成22年4月1日以降平成31年4月1日までの毎年4月1日（以下それぞれ第二回A種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該第二回A種取得価額修正日以降翌年の第二回A種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとします。但し、当該時価が当初取得価額の60%の額（以下第二回A種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第二回A種下限取得価額とします。また、当該時価が、当初取得価額の150%の額（以下第二回A種上限取得価額という。）を上回るときは、修正後取得価額は第二回A種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第二回A種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

なお、平成22年4月1日をもって、取得価額は154円に修正されました。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第二回A種優先株式の強制取得条項

平成31年8月26日までに取得請求のなかった第二回A種優先株式は、平成31年8月27日の後の取締役会で定める遅くとも平成31年9月30日までの日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を平成31年8月27日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合、当該平均値が第二回A種下限取得価額を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第二回A種上限取得価額を上回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第二回A種優先株式には、当社株主総会における議決権がありません。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

2 第三回C種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回C種優先配当金の計算

1株につき第三回C種優先株式の発行価額（2,500円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回C種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成29年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回C種配当年率＝日本円 TIBOR（6ヶ月物）＋2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成29年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回C種優先株主に対しては、第三回C種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回C種優先株主に対して支払われる第三回C種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成19年10月1日から平成29年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降、平成28年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ第三回C種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回C種取得価額修正日以降、翌年の第三回C種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円（以下第三回C種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第三回C種下限取得価額とします。また、当該時価が165円（以下第三回C種上限取得価額という。）を上回ると

きは、修正後取得価額は第三回C種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回C種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

なお、平成24年10月1日をもって、取得価額は55円に修正されました。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回C種優先株式の強制取得条項

平成29年9月30日までに取得請求のなかった第三回C種優先株式は、平成29年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成29年11月30日までの日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を平成29年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回C種下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回C種上限取得価額を上回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回C種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3 第三回D種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回D種優先配当金の計算

1株につき第三回D種優先株式の発行価額(2,500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回D種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成30年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回D種配当年率 = 日本円 TIBOR (6ヶ月物) + 2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成30年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回D種優先株主に対しては、第三回D種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回D種優先株主に対して支払われる第三回D種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成20年10月1日から平成30年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降、平成29年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ第三回D種取得価額修正日という。)における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回D種取得価額修正日以降、翌年の第三回D種取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円(以下第三回D種下限取得価額という。)を下回るときは、修正後取得価額は第三回D種下限取得価額とします。また、当該時価が165円(以下第三回D種上限取得価額という。)を上回るときは、修正後取得価額は第三回D種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回D種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

なお、平成24年10月1日をもって、取得価額は55円に修正されました。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回D種優先株式の強制取得条項

平成30年9月30日までに取得請求のなかった第三回D種優先株式は、平成30年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成30年11月30日までの日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を平成30年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回D種下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回D種上限取得価額を上回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

- (8) 議決権  
 第三回D種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- 4 自己資本の充実と財務体質の改善及び強化を目的として、第二回A種優先株式、第三回C種優先株式及び第三回D種優先株式の発行による第三者割当増資を実施しています。  
 当該優先株式の議決権の有無を含めた内容については、割当先と協議の上決定したものです。
- 5 第二回A種優先株式、第三回C種優先株式及び第三回D種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。
- 6 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項  
 (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容  
 該当事項はありません。
- (2) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容  
 該当事項はありません。
- 7 自己株式（第三回C種優先株式）の取得に関する事項  
 平成24年6月28日開催の定時株主総会において、自己株式（第三回C種優先株式）の取得にかかる事項について下記のとおり付議し、承認可決されました。
- (1) 取得の理由  
 優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式価値の希薄化を抑制すること及び優先株式の配当負担の軽減等を目的として、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下のとおり取得するものです。
- (2) 取得にかかる株主総会付議の内容
- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ①取得する株式の種類 | 第三回C種優先株式           |
| ②取得する株式の総数 | 400,000株(上限)        |
| ③取得価額の総額   | 金1,000,000,000円(上限) |
| ④取得期間      | 株主総会終結の日の翌日から1年以内   |

(2) 【新株予約権等の状況】  
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	429,061	—	12,003	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

### ① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回A種優先株式 1,500,000	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 450,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 417,347,400	4,173,470	同上
	第三回C種優先株式 5,781,200	57,812	(1)株式の総数等②発行済株式参照
	第三回D種優先株式 2,790,300	27,903	
単元未満株式	普通株式 1,191,867	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	429,061,167	—	—
総株主の議決権	—	4,259,185	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式4,700株及び株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式400株が含まれています。なお、議決権の数には当該当社名義となっている株式400株に係る議決権4個を含めていません。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式80株及び当社所有の自己株式79株が含まれています。

### ② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友建設株式会社	東京都中央区佃2-1-6	450,400	—	450,400	0.10
計	—	450,400	—	450,400	0.10

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が400株あります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	34,897	36,638
受取手形・完成工事未収入金等	※3 115,418	※3 102,824
未成工事支出金等	22,471	28,312
その他	11,869	13,058
貸倒引当金	△531	△407
流動資産合計	184,124	180,427
固定資産		
有形固定資産	22,807	22,631
無形固定資産	2,294	2,122
投資その他の資産		
長期営業外未収入金	37,425	33,037
その他	33,014	32,237
貸倒引当金	△46,058	△42,574
投資その他の資産合計	24,381	22,700
固定資産合計	49,483	47,453
資産合計	233,608	227,880
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	※3 118,786	※3 99,281
短期借入金	20,579	34,908
未成工事受入金	29,433	33,161
完成工事補償引当金	939	951
工事損失引当金	1,624	374
訴訟等損失引当金	862	883
その他	15,065	10,845
流動負債合計	187,291	180,405
固定負債		
長期借入金	2,413	1,819
退職給付引当金	16,662	17,737
その他	5,237	5,198
固定負債合計	24,313	24,755
負債合計	211,604	205,160

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,003	12,003
資本剰余金	481	480
利益剰余金	7,771	7,970
自己株式	△241	△241
株主資本合計	20,014	20,213
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△137	△62
繰延ヘッジ損益	30	73
土地再評価差額金	39	39
為替換算調整勘定	△856	△843
その他の包括利益累計額合計	△923	△793
少数株主持分	2,913	3,299
純資産合計	22,004	22,720
負債純資産合計	233,608	227,880



(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	※1, ※2 207,142	※1, ※2 229,250
売上原価	193,933	216,143
売上総利益	13,208	13,106
販売費及び一般管理費	10,673	10,367
営業利益	2,535	2,738
営業外収益		
受取利息	200	339
受取配当金	64	48
保険配当金等	69	37
その他	402	179
営業外収益合計	737	604
営業外費用		
支払利息	682	645
為替差損	617	112
その他	769	861
営業外費用合計	2,068	1,619
経常利益	1,203	1,723
特別利益		
固定資産売却益	15	11
投資有価証券清算益	—	13
その他	0	0
特別利益合計	15	25
特別損失		
固定資産処分損	56	13
投資有価証券評価損	150	165
和解費用	69	137
その他	31	51
特別損失合計	307	367
税金等調整前四半期純利益	911	1,382
法人税等	478	799
少数株主損益調整前四半期純利益	432	582
少数株主利益	180	383
四半期純利益	252	199

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	432	582
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	60	75
繰延ヘッジ損益	△48	43
土地再評価差額金	47	—
為替換算調整勘定	△166	24
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	△7
その他の包括利益合計	△112	135
四半期包括利益	320	717
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	147	329
少数株主に係る四半期包括利益	173	387

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。 これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ12百万円増加しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
税金費用の算定方法	税金費用の算定については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っています。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
吉井企画(株)	2,797百万円	吉井企画(株)	2,797百万円
その他(5件)	299	その他(4件)	235
計	3,096	計	3,033

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	331百万円	534百万円

※3 期末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しています。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しています。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	214百万円	122百万円
支払手形	175	125

(四半期連結損益計算書関係)

※1 工事進行基準による売上高(完成工事高)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
	146,881百万円	168,347百万円

※2 売上高の季節的変動

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡しが生じた第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	1,314百万円	1,227百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	土木工事	建築工事	計				
売上高							
外部顧客への売上高	81,051	125,538	206,589	553	207,142	—	207,142
セグメント間の内部売上高 又は振替高	669	20	689	39	728	△728	—
計	81,721	125,558	207,279	592	207,871	△728	207,142
セグメント利益	7,572	5,464	13,037	224	13,261	△52	13,208

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、老人介護施設の運営及び保険代理店業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	土木工事	建築工事	計				
売上高							
外部顧客への売上高	92,142	136,491	228,634	616	229,250	—	229,250
セグメント間の内部売上高 又は振替高	892	0	892	47	939	△939	—
計	93,034	136,491	229,526	663	230,190	△939	229,250
セグメント利益	7,319	5,645	12,965	225	13,190	△83	13,106

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、老人介護施設の運営及び保険代理店業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益 (円)	0.89	0.53
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	252	199
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	252	199
普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,614	373,340
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 (円)	0.34	0.25
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	449,347	421,289
(うち優先株式) (千株)	(449,347)	(421,289)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。





# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月12日

三井住友建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若松昭司印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田英仁印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井住友建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月12日

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 則久芳行

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 横浜支店  
(横浜市神奈川区栄町5番地1)

三井住友建設株式会社 中部支店  
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)

三井住友建設株式会社 大阪支店  
(大阪府中央区北浜四丁目7番28号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 則久芳行は、当社の第10期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。